

作成日 ; 2015 年 11 月 7 日

イタリア共和国

特許庁の所在地 :

Ministry of Economic Development
Directorate General for Combating Counterfeiting
Italian Patent and Trademark Office (DGLC-UIBM)

19, via Molise 00187
Rome, Italy

Tel : 39- 06- 4705- 5800

Fax : 39- 06- 4705- 5635

Email : contactcenteruibm@mise.gov.it

Website : <http://www.uibm.gov.it>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体(連絡先)
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度（存在する場合） >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (10) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (11) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)
- (12) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

3. 現地代理人の必要性有無

イタリア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）をイタリアにおける送達用あて名として選定しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Italian Industrial Property Consultants Institute
(Ordine dei Consulenti in Proprieta Industriale)
Via Napo Torriani, 29-20124 Milano
Tel: 39-02-55185144 Fax: 39-02-54122066
Email: consiglio@ordine-brevetti.it
Website: <http://www.ordine-brevetti.it/eng>

5. 出願言語

いずれの言語でも出願することができます。

6. その他関係団体

JETRO MILANO

Via Santa Maria Segreta, 7/9 20123, Milano, Italia

Tel: 39-02-7211791 Fax: 39-02-72023072

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.uibm.gov.it>

特許制度

1. 現行法令について

2010年9月2日に施行された2010年8月13日の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、及び現地代理人の氏名及び住所、発明の名称、並びに優先権主張の場合にはその情報を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

いずれの言語による明細書等の提出も受理されます。

イタリア語による翻訳文を出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

更に、2ヶ月の期間は延長することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、出願日から6ヶ月以内、又は先の出願日から16ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

イタリア語の翻訳文も同期間内に提出する必要があります。

(7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

最初の出願の出願人とイタリア出願の出願人が異なる場合には、優先権譲渡証の提出が必要です。

提出時期は定められておりません。

3. 料金表 (単位: ユーロです。)

(1) 出願料金

① オンライン出願の場合	50
② 紙出願 (明細書 10 頁まで) の場合	120
③ 紙出願 (明細書 20 頁まで) の場合	160
④ 紙出願 (明細書 50 頁まで) の場合	400
⑤ 紙出願 (明細書 50 頁以上) の場合	600

(2) 審判請求料金 340

(3) 手続続行料金 300

(4)年 金

①5 年度	60
②6 年度	90
③7 年度	120
④8 年度	170
⑤9 年度	200
⑥10 年度	230
⑦11 年度	310
⑧12 年度	410
⑨13 年度	530
⑩14 年度	600
⑪15 年度から 20 年度まで	650

(各年度当たり)

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度が存在するか否か不明です。

5. 実体審査の有無

優先権主張する出願については実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願日から 18 ヶ月経過後、又は優先日から 18 ヶ月経過後、出願は公衆が利用可能な閲覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

* 出願する際にイタリア語明細書等を提出する必要はありません。

但し、外国語でもって出願をした場合には、イタリア語翻訳文を出願日から 2 ヶ月以内に提出する必要があります。

* 優先権主張出願の場合は、方式的要件、発明の単一性及び特許性自体 (Patentability) についてのみ審査されます。

* 優先権を主張しない出願（最初に行われたイタリア出願）の場合には、実体審査が行われ、この場合、出願人はイタリア語クレームの英語訳文を特許庁に提出する必要があります。

(1) 方式審査

- ①出願は、方式的要件、発明の単一性、特許性自体 (Patentability per se) について審査され、異議 (Objections) があると判断された場合、出願人にその旨通知されます。
- ②上記通知に対する応答期間は、通知日から 2 ヶ月以上ですが、請求により通知から 6 ヶ月まで延長することができます。
- ③上記応答期間内に応答がなかった場合、出願は拒絶されます。

(2) 出願公開

- ①一般的な意味での出願公開は、現在行われていないとのことです。
- ②出願は、出願日から 18 ヶ月後、又は優先日から 18 ヶ月後に、公衆が利用することができるよう閲覧に供されます。
- ③なお、出願人は出願を早期に閲覧可能にすることを請求することができます。

(3) 調査

- ①2008 年 7 月 1 日以降、優先権を主張していない、最初に行われたイタリア出願に関してのみ先行技術調査が行われるようになりました。
最初に行われたイタリア出願のみに限定された理由は、イタリアの企業の研究及び発展を支援するためであるといわれております。
- ②この先行技術調査は、イタリア特許庁との協定に基づき、EPO により行われ拡張欧州調査報告 (Extended European Search Report) 及び特許性に関する見解書 (Patentability Opinion) が発行されます。
なお、先行技術調査に関する費用の大部分は、調査の導入目的によりイタリア特許庁が負担するとのことです。
- ③調査は、原則として出願日から 9 ヶ月以内に行われ、その結果が出願人に送付されます。
- ④先行技術調査に関しまして、特別な料金を支払う必要はありませんが、出願日から 2 ヶ月以内にクレームの英訳文の提出が必要となります。

(4) 不特許事由 (Not-Patentable Matters)

以下の事由等については、特許を受けることができません。

- ①コンピュータプログラム自体の場合
- ②発見や科学的理論、数学的方法の場合
- ③人体又は動物体の外科的、治療的方法や診断方法の場合
- ④公序良俗に反する場合
- ⑤美的創作物の場合
等です。

(5) 新規性

絶対的新規性が採用されております。

即ち、出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明が口頭、書面や他の方法により世界中のいずれかにおいて、公衆が利用可能とされた場合には、新規性を有しません。

<新規性喪失の例外>

以下の場合には、新規性の喪失の例外が認められます。

- ①発明の公表が出願日前6ヶ月以内で、当該公表が特許を受ける権利を有する者の意に反する場合
- ②発明の公表が出願日前6ヶ月以内で、当該公表が特許を受ける権利を有する者により国際博覧会に展示された場合

(6) 実体審査

- ①優先権を主張するイタリア出願については、実体審査（新規性、進歩性や産業上利用性等）は行われません。

但し、新規性等の要件を満たしていない出願については、特許後無効請求により、無効とされる恐れがあります。

- ②優先権を主張しない、最初に行われたイタリア出願についてのみ、先行技術調査及び実体的要件の審査が行われ、出願人は特許出願に関し異議から生じる全ての特許性の見解の指摘に（Indications of the patentability opinion）関して、応答が要求されます。

当該異議に対して、出願人は明細書やクレームの補正をすることができます。

(7) 早期審査（Accelerated Examination）

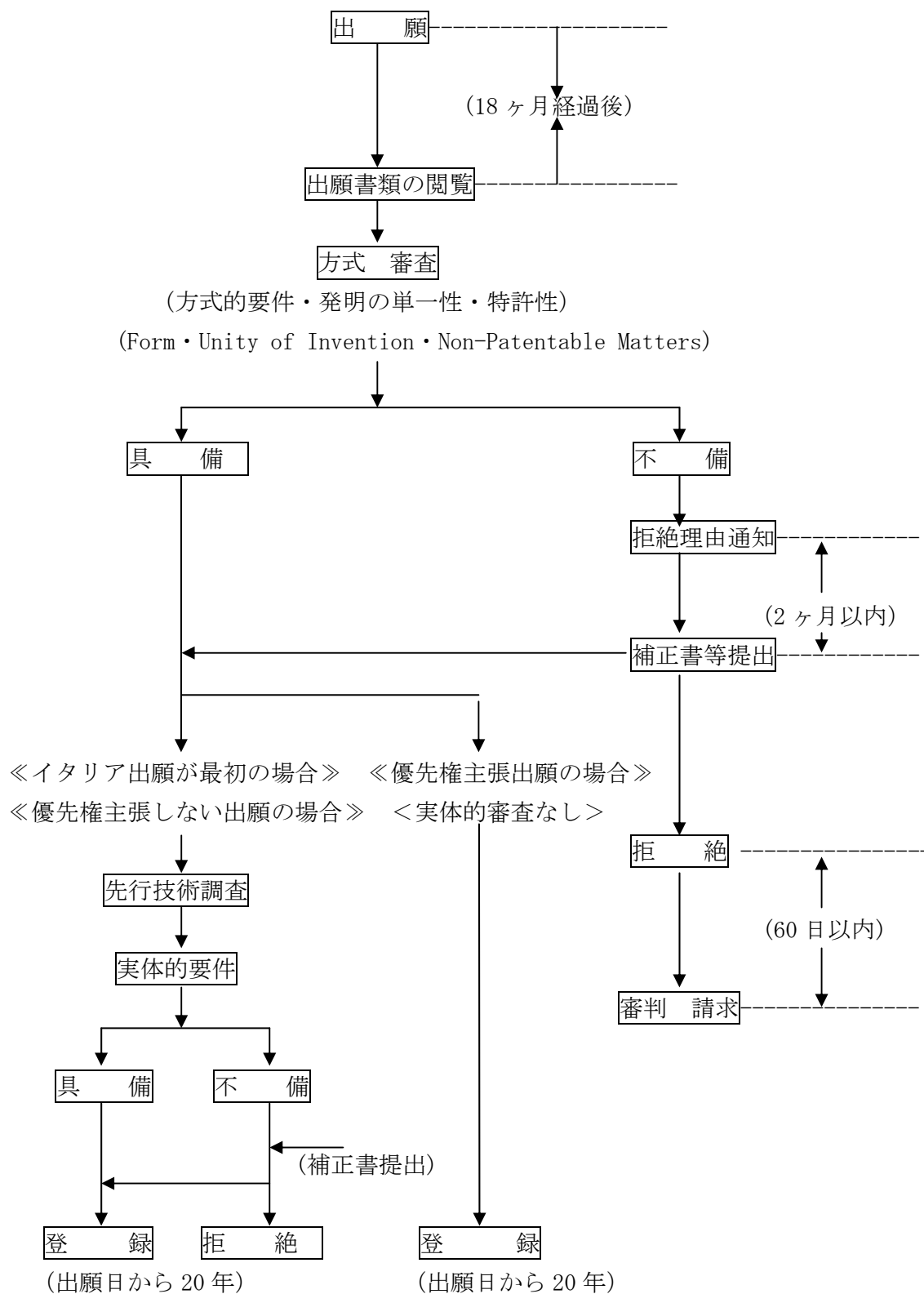
早期審査に関する規定は存在しませんが、特許庁は、裁判手続が当該特許出願に基づく場合には、請求により早期審査を行っているとのことです。

(8) 不服申立て

- ①出願を拒絶する、特許庁からの決定通知から60日以内に、出願人は審判（Appeal）を請求することができます。

- ②審判部（Board of Appeal）の決定に対しては、法律上の理由に限り最高裁判所（Supreme Court）に上訴することができます。

出願から特許までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 20 年です。

特許権は、設定登録の日から発生します。

(2) 第 5 年度からの年金を、出願日に対応する月の末日までに(すなわち最初は 4 年目の対応月から)納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

(1) PCT 出願により、直接イタリアでの発明の保護を求めることはできません。

EPC を指定することにより、EPC 出願においてイタリア国を指定することになります。

(2) イタリアは、ロンドン協定 (London Agreement) を批准していません。

従いまして、指定国イタリアにおいて欧州特許を有効化するためには、特許付与日 (Publication of the mention of the grant of the European patent in the European Patent Bulletin) から 3 ヶ月以内に、欧州特許のイタリア語翻訳文を提出しなければなりません。

11. 留意事項

(1) 審査手続きの箇所で触れましたように、優先権主張出願の場合と優先権主張しない出願（最初のイタリア出願）の場合とでは、審査手続きが異なりますので留意して下さい。

(2) イタリア直接指定は不可

上述しましたように、PCT 出願により直接イタリア国を指定して国内特許を得ることはできませんので、留意して下さい。

(3) イタリア出願の意義

優先権を主張する出願については、実体的審査なしで特許が付与されます。

その点、EPC 出願でイタリアを指定して特許を取得する場合に比較して、イタリア国直接出願の場合は、早期に権利化を図ることができます。

従いまして、イタリア出願を防衛的出願として利用することを考慮すれば、直接出願する意義があるのではないのでしょうか。

なお、新規性等に特許要件を満たしていないイタリア特許は、後日無効にされる可能性があります。

(4) 無効

利害関係人は、次の理由により裁判所 (Component Court) に無効を請求することができます。

① 特許された発明が、新規性、進歩性、又は産業上の利用性がない場合

② 特許された発明が、公序良俗に反する場合

- ③特許された発明が、開示不十分であった場合
- ④特許された発明が、出願当初記載範囲を超えていた場合
- ⑤特許権者が、特許を受ける権利を有していなかった場合

(5) EPC 特許の優位性

同一の優先日を有する同一の発明に関して、EPC 出願イタリア国を指定する特許と国内出願によりイタリア特許が取得された場合には、EPC 特許の異議申立期間経過後に EPC 特許がイタリア特許に優越されると、されております。

(6) 回復

権利等を回復する方法として、次の 2 通り規定されております。

① 手続続行 (Further Processing) による方法

例えば、応答期間を徒過してしまった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

但し、手続続行の申請及び必要な手数料を納付することにより、手続を続行することができます。

<手続続行のための要件>

(a) 期間満了日から 2 ヶ月以内に申請すること

(b) 申請をする際に、もとの期限内に採られるべきであった手続行為が行われること

なお、この手続続行は、優先期間や優先権証明書提出期間、年金の 6 ヶ月の猶予期間等経過した場合には適用されません。

② 権利回復 (Re-establishment of rights)

合理的な注意 (Due care) を払ったにも関わらず、期間を遵守できず権利が失効した場合等、合理的な注意を証明することにより、権利を回復することができます。

<権利回復のための要件>

(a) 期限遵守できなかった理由が解消した日から 2 ヶ月以内に手続を行うこと

(b) 回復請求書と共に証拠書類を提出すること

但し、期限遵守できなかった期間から 1 年を経過した場合は、回復請求はできません。

実用新案制度

1. 現行法令について

2010年9月2日に施行された2010年8月13日の改正法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、及び現地代理人の氏名及び住所、考案の名称、並びに優先権主張の場合にはその情報を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

いずれの言語による明細書等の提出も受理されます。

イタリア語による翻訳文を出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

更に、2ヶ月の期間は延長することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、出願日から6ヶ月以内、又は先の出願日から16ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

イタリア語の翻訳文も同期間内に提出する必要があります。

(7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

最初の出願の出願人とイタリア出願の出願人が異なる場合には、優先権譲渡証の提出が必要です。

提出時期は定められておりません。

3. 料金表 (単位: ユーロです。)

(1) 出願料金

① オンライン出願の場合 50

② 紙出願の場合 120

(2) 審判請求料金 340

(3) 手続続行料金 300

(4) 維持料金 (2回目、5年間) 500

(5) 割増料金 (6ヶ月猶予期間内) 100

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度が存在するか否か不明です。

5. 実体審査の有無

方式的要件、登録性（Registrability）及び公序良俗についてのみ審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願日から18ヶ月経過後、又は優先日から18ヶ月経過後、出願は公衆が利用可能な、閲覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

実体審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

特許出願の場合、優先権主張出願と非優先権主張出願の場合には、審査手続きが異なりますが、実用新案出願の場合にはそのような相違は設けられておりません。実用新案登録出願は、方式的要件及び実用新案としての保護対象である考案であるか、及び考案が公序良俗に反するものであるか否かについて、審査されます。

(1) 方式審査

- ①出願が、上記要件等に該当すると判断された場合、出願人にその旨通知されます。
- ②上記通知に対する応答期間は、通知日から2ヶ月以内ですが、請求により通知から6ヶ月まで延長することができます。
- ③上記応答期間内に応答がなかった場合、出願は拒絶されます。

(2) 出願公開

特許出願の場合と同様です。

- ①一般的な意味での出願公開は、現在行われていないとのことです。
- ②出願は、出願日から18ヶ月後、又は優先日から18ヶ月後に、公衆が利用することができるよう閲覧に供されます。
- ③なお、出願人は出願を早期に閲覧可能にすることを請求することができます。

(3) 補正

- ①新規事項を追加しない範囲で補正することができます。
- ②なお、新規事項を追加した補正で登録された場合、無効理由の原因となります。

(4) 登録事由及び不登録事由

- ①登録事由

機械やその部品、道具等に対して、使用に際して特別な効率性(Effectiveness)や便宜性(Convenience)を与えることが可能な新規な考案は、登録の対象となります。

例えば、物品の形状、構造や配列、その組合せからなる新規な考案が該当します。

②不登録事由

上記から、例えば、化学品、医薬品、方法、コンピュータに関連する考案は、実用新案として保護されません。

なお、上記以外にも、特許における不特許事由とされている事由についても、実用新案に適用されます。

(5)登録要件

次の事由については、審査対象になりませんが、登録後無効理由となります。

①新規性を満たしていない考案の場合

特許の場合と同様、絶対的新規性が採用されております。

②進歩性を有しない考案の場合

進歩性の程度は、特許の進歩性よりも低度でもって足りるとされております。

③産業上利用可能性のない考案の場合

考案が、農業を含み何れかの産業分野で製造等可能な場合は、産業上利用可能性を有するものとされます。

(6)早期審査 (Accelerated Examination)

特許の場合と同様で、早期審査に関する規定は存在しません。

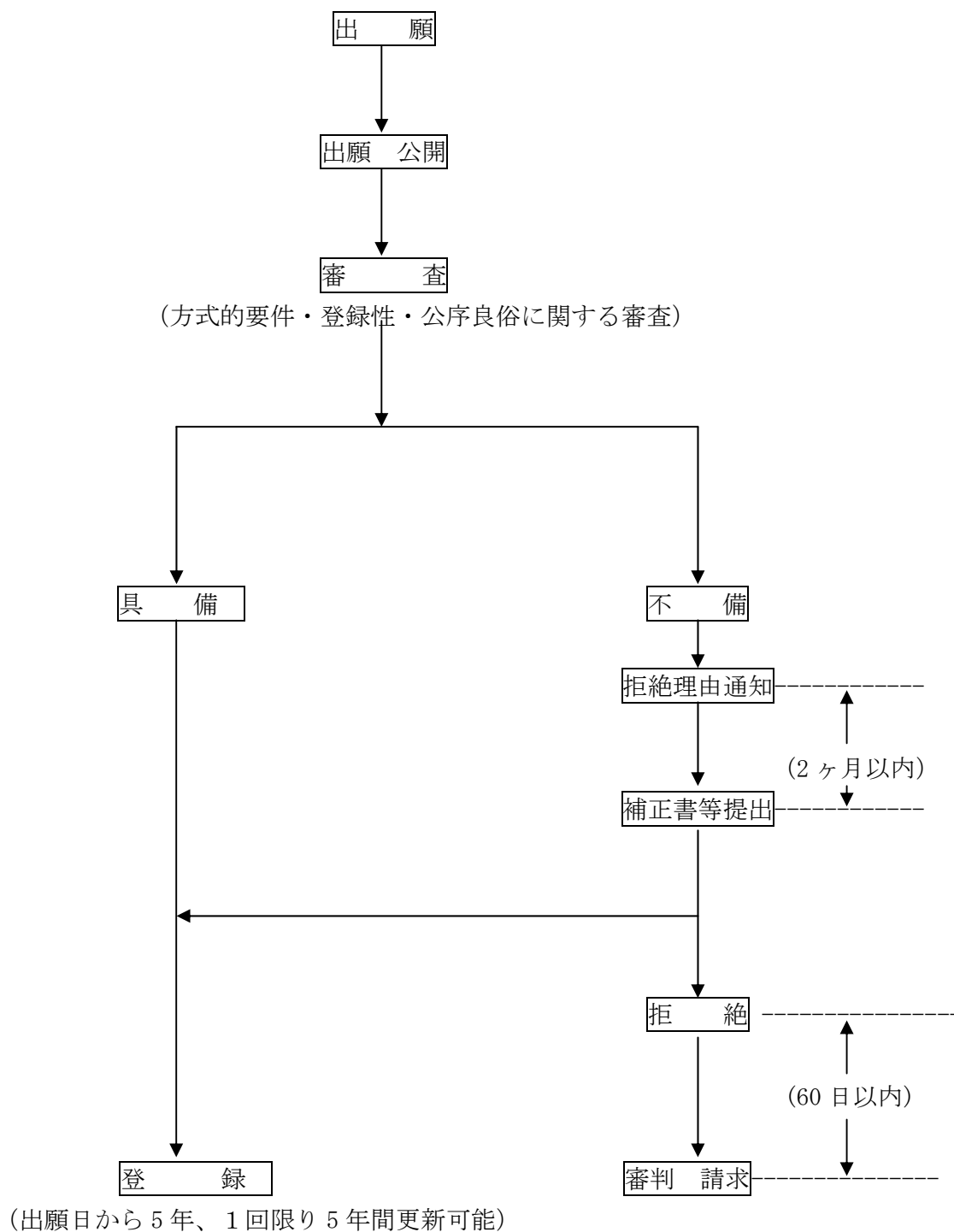
但し、特許庁は、裁判手続が当該特許出願に基づく場合には、請求により早期審査を行っているとのことです。

(7)不服申立て

①出願を拒絶する、特許庁からの決定通知から 60 日以内に、出願人は審判 (Appeal) を請求することができます。

②審判部 (Board of Appeal) の決定に対しては、法律上の理由に限り最高裁判所 (Supreme Court) に上訴することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から5年です。
1回に限り、5年間更新することができます。
- (2) 実用新案権は、設定登録の日から発生します。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

特許出願の場合と同様です。

11. 留意事項

(1) 無効審判

方式的要件、登録性及び公序良俗についてのみ審査され、新規性等の実体的要件については審査されません。

但し、無効審判の対象になります。

①利害関係人は、以下の場合、裁判所（Component Court）に無効審判を請求することができます。

②無効理由

- (a) 登録を受けた考案が、新規性がなく、進歩性を有さず、又は産業上利用性が無い場合、又公序良俗に反する場合
- (b) 登録を受けた考案が、開示不十分な場合
- (c) 登録を受けた考案が、出願当初の開示範囲を超えていた場合
- (d) 実用新案権者が、登録を受ける権利を有していなかった場合

(2) 特許出願と実用新案登録出願があった場合

同一対象について、特許出願と実用新案出願を同時にすることができます。

この場合には、特許出願が拒絶された場合に、実用新案登録出願の登録が考慮されるとされています。

(3) その他は、特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

2010年9月2日に施行された2010年8月13日の改正法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、意匠に係る物品名、優先権を主張する場合は、優先権の情報等を記載します。

(2) 明細書 (Description)

意匠を理解するのに有用である場合には、明細書を含めることができます。任意的な提出書類です。

(3) 図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証 (Notarization) は不要です。

出願後2ヶ月以内に提出することができます。請求により延長可能です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

イタリア出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

イタリア出願日から6ヶ月以内にイタリア語翻訳文の提出が必要です。

(7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

基礎出願の出願人と優先権を主張するイタリア出願の出願人が異なる場合に必要です。

提出期限は定められていません。

3. 料金表 (単位 ; ユーロです。)

(1) 出願料金

① オンライン出願の場合 50

② 紙出願の場合 100

(2) 審判請求料金 340

(3) 手続続行料金 300

(4) 更新料金

① 2回目の5年間 30

② 3回目の5年間 50

③ 4回目の5年間 70

④ 5回目の5年間 80

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度が存在するか否か不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

一般的な意味での出願公開は行われません。

7. 審査請求制度の有無

実体審査は行われませんので、審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、意匠の登録要件（Registrable）の定義に合致するか、又公序良俗に該当するか否かについての確認だけ行われ、実体的な新規性や独自性を有していない場合でも登録されます。

但し、新規性等を有しない意匠が登録された場合は、登録後無効審判により取消される可能性があります。

(1) 意匠の定義

①意匠とは、製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、外郭(Contours)、色彩、形状、織り方又は材料から生じる物品の全体又は一部（the whole or a part）に関する外観で構成されているものをいいます。

②物品とは、部品、包装(Packaging)やグラフィックシンボル(Graphic symbols)やタイプフェイス(Typographic typefaces)を含む、工業用又は手工業用アイテムとされています。

なお、コンピュータプログラムは含まれません。

(2) 不登録事由

次の意匠は、登録を受けることができません。

①上記意匠の定義に合致していない意匠の場合

②新規性の要件を欠如している意匠や独自性を有しない意匠の場合（後日、無効審判により無効とされます。）

③公序良俗に反する意匠の場合

④製品の技術的機能を発揮するためにのみ要求される外観の特徴の意匠の場合

(3) 新規性

①出願日（又は優先日）前に、意匠が公表等されていた場合には、公衆に利用

可能であったとみなされ、新規性は有しません。

但し、出願日（又は優先日）前に、欧州連合（European Union）領域内での関係分野の専門業界において、通常のビジネス過程で知られることが合理的とはいえない場合は、除外されるとされております。

②なお、出願日（又は優先日）前 12 ヶ月以内における次の公表に関しまして、新規性の喪失の例外として、猶予期間（Grace Period）が適用されます。

(a) 出願日（又は優先日）前 12 ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者が提供した情報や履行した行為の結果、第三者により意匠が公表された場合

(b) 出願日（又は優先日）前 12 ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者に対する権利濫用の結果として、意匠が公表された場合

(4) 出願の公開

①一般的な意味での出願公開は行われません。

②但し、出願後に出願は公衆の利用可能な状態に供されるとされております。なお、出願人が出願の際に出願の閲覧について繰延を請求している場合は、出願日又は優先日から最長 30 ヶ月経過後と、されています。

(5) 審査内容

①上述しましたように、特許庁は実体審査を行わず、意匠が登録要件（Registrable）の定義に該当するか、又は公序良俗に反するものかどうかの確認だけ行われます。

②上記確認の結果、登録要件の定義に該当せず、又は公序良俗に反するものであると判断された場合には、所定の期間内に意見書等の提出が求められます。

(6) 登録

出願が、登録要件の定義に該当し、又は公序良俗に反しないと判断された場合には、登録され、登録証が出願人に発行されます。

(7) 不服申立て

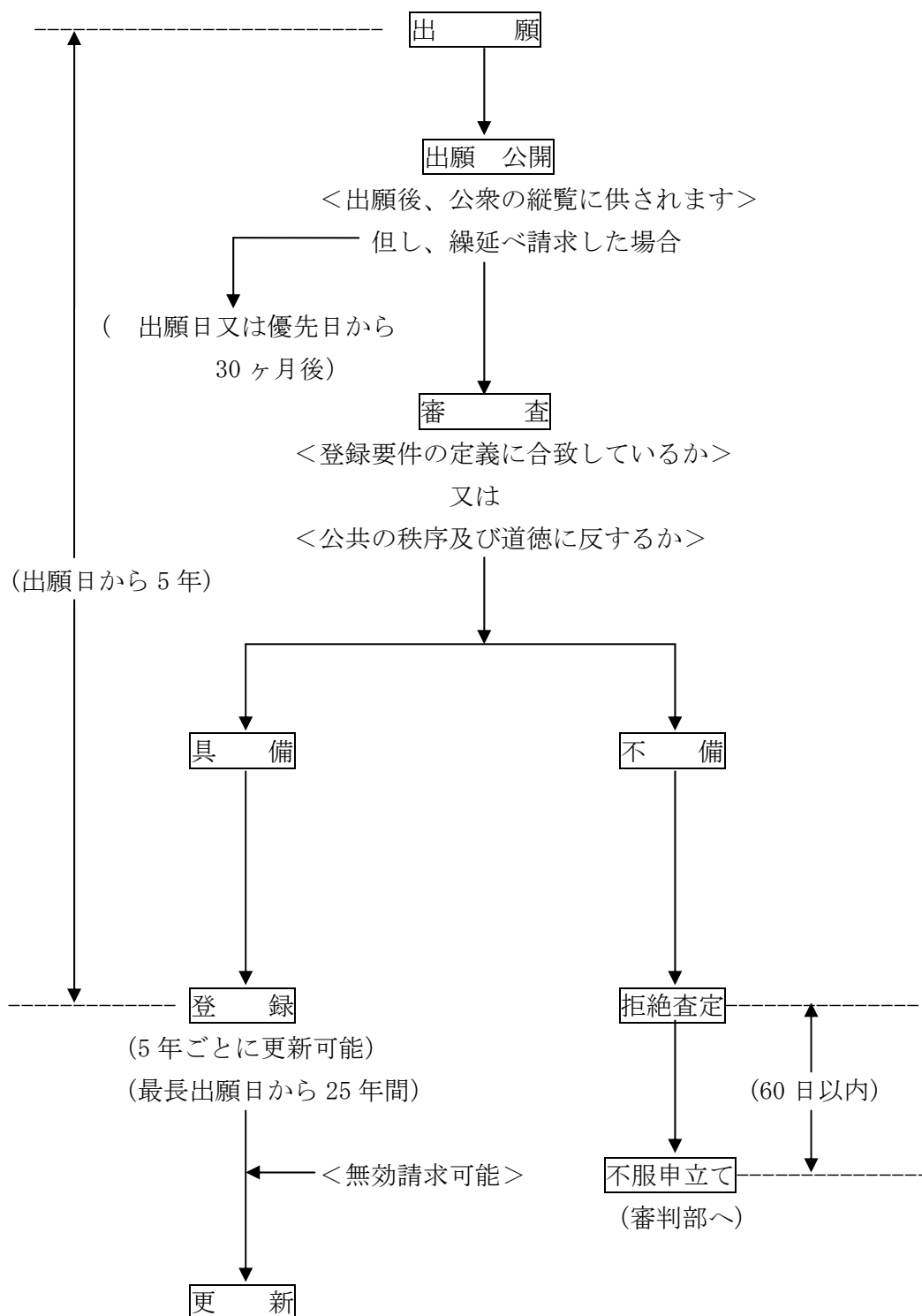
①出願が拒絶された場合、拒絶通知書の発行日から 60 日以内に審判部に対して、審判請求をすることができます。

②なお、審判部による審決に対する不服申し立ては、法律の問題に関する限り最高裁判所（Supreme Court）に上訴できるとされております。

(8) 異議申立て

異議申立ては採用されておられません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から5年です。
- (2) その後、更に5年間ごと4回更新することができ、最長で出願日から25年間となります。
権利は、設定登録日から発生します。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

11. 留意事項

- (1) 欧州共同体意匠制度による保護（European Community Design System）
イタリアはEU加盟国ですので、欧州共同体意匠制度によって意匠の保護を受けることができます。
なお、この制度はEU加盟国の国内意匠制度に取って代わるものではなく、各国内意匠制度と併存する制度となっております。
また、この制度による保護は単一の意匠登録出願により単一の意匠権が付与され、その意匠権の効力はEU全域に及びます。
- (2) 意匠の国際登録による保護
（Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Design）
イタリア国は、意匠の国際保護に関するハーグ協定の1960年ハーグ協定を批准しております。
従いまして、ハーグ協定の利益を享受できる資格を有する出願人は、イタリア国を指定して意匠の保護を受けることができます。
- (3) 無効
利害関係を有する者は、登録の無効を請求することができます。
主な無効理由は次の通りです。
 - ① 登録意匠が意匠の定義に合致していなかった場合
 - ② 登録意匠が新規性又は独自性の要件を満たしていなかった場合
 - ③ 登録意匠が公序良俗に反していた場合
 - ④ 登録意匠の意匠権者が、意匠登録を受ける権利を有していない場合において、真の権利を有する者が、登録を自己に移転の請求をしていなかった場合

商標制度

1. 現行法令について

2010年9月2日に施行された2010年8月13日の法令No. 131による改正法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、商標、単色又は色彩の主張（該当する場合）、指定商品又は役務及びそれらの区分、又優先権主張する場合にはその情報等を記載します。

(2) 商標の見本 (Mark)

①音響商標の場合；音符による視認可能な表現物の提出が必要です。

②3次元商標の場合；2次元の視認可能な表現物又は写真の表示物の提出が必要です。

③団体商標の場合；商標の使用、管理及び関係する制裁についての規則の提出が必要です。

(3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証 (Notarization) は不要です。

出願後、2ヶ月以内に提出することができます。この期間は延長可能です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

イタリア出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

(5) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

イタリア語の翻訳文の提出が必要です。

(6) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

優先権主張の基礎となる第一国出願の出願人と優先権主張するイタリア出願の出願人が異なる場合には、提出が必要となります。

提出期限は定められておりません。

3. 料金表 (単位：ユーロです。)

(1) 商標出願料金

①1クラスについての(登録料金含む)料金 101

②追加1クラスについての料金 34

(2) 団体商標出願(登録料金含む)料金 337

(3) 更新登録出願料金

①1クラスについての料金 67

②追加1クラスについての料金 34

(4) 異議申立料金	250
(5) 審判請求料金	340
(6) 譲渡・ライセンス登録料金	81
(7) 手続続行料金	300

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度が存在するか否かは不明です。

5. 実体審査の有無

絶対的拒絶理由の実体的審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願は、出願後に公衆の閲覧に供せられます。

審査後、出願は商標公報に公告されます。

7. 審査請求制度の有無

全ての出願について審査が行われますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

一商標多区分制が採用されております。

(1) 登録可能な商標は、先ず写実的に表現できる標識で、言葉、図、文字、数字、や音、商品等の形状、色彩の組み合わせで、識別力を有する標識とされております。

(2) 出願は、方式的要件、絶対的理由について登録性について審査されます。

絶対的理由とは、商標本来が有すべき識別性を欠く商標、商標の定義に該当しない商標、公序良俗に反する商標などの登録を阻止するための拒絶理由をいいます。なお、相対的理由については、職権審査の対象とはされず、先行権利の権利者から無効審判請求があった場合や、又は特定の理由について、異議申立てがあった場合についてのみ審査の対象とされます。

相対的理由とは、識別性等の商標の本質的要件は備えている商標であって、先行する商標登録、商標出願と同一又は類似するために登録できないとする理由をいいます。

(3) 絶対的理由（Absolute Grounds）（拒絶理由）

以下の標識が該当します。

① 視覚によって認識できるように表現できない標識の場合

② 商品・役務との関係で識別性を欠く商標の場合

但し、使用により出願日前に識別力を獲得している場合は、登録される可能性

があります。

- ③品質、用途、地理的表示等、取引上使用される表示のみからなる標章の場合
但し、上記②と同様に識別力を獲得している場合は、登録される可能性があります。
- ④取引において常用される表示のみからなる標章の場合
- ⑤商品の性質、技術的効果を得るために必要な形状のみからなる標章の場合
- ⑥国際条約等で規定する、紋章、記章等の場合
但し、管轄当局から承諾を得ている場合は除かれます。
- ⑦公序良俗に反する恐れのある標識の場合
- ⑧原産地や商品や役務の質、量に関して公衆を欺く恐れのある標識の場合

(4) 相対的理由 (Relative Grounds)

- ①同一又は類似の商品や役務に関して、他人の周知商標と同一又は類似する商標であって、公衆が混同を生じる恐れがある場合
- ②他人の商号、名称、又は業務上のドメインネームとして周知である同一又は類似する商標であって、公衆が混同を生じる恐れのある場合
- ③同一の商品や役務に関して、イタリアにおいて（国際登録も含む）既に登録された先願他人の商標と同一の標識の場合
- ④同一又は類似する商品や役務に関して、イタリアにおいて（国際登録も含む）既に登録された先願他人の商標と同一又は類似する商標であって、その商標の同一性又は類似性、及び商品等の同一性又は類似性のため、公衆が混同を生じる恐れのある場合

(5) 審査

- ①上述しましたように、特許庁は方式的要件 (Form) 及び絶対的理由に関する登録性 (Registrability on Absolute Grounds) について審査します。
- ②また、特許庁は以下の審査も行います。
 - (a) 第三者の個人名（承諾を得ない第三者の使用が、その名前を有する者の名声等を害する場合）との抵触についての審査
 - (b) 第三者の肖像（承諾が必要な場合）との抵触についての審査
 - (c) 芸術的、文学的、科学的、政治的又はスポーツの分野で使用される（未登録の）周知の氏名や標章との抵触についての審査
 - (d) ショー (Shows)、イベント (Events)、非営利団体又は連合 (Associations)（承諾が必要な）の周知な名称、イニシャル (Initials) 又は記章との抵触についての審査他の相対的理由に関しては審査は行われません。裁判手続きにおいてのみ審理されます。

③審査の結果、特許庁が上記要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知日より2ヶ月以上の期間が与えられ、応答することができます。

なお、この応答期間は、拒絶理由通知の受領日から最大6ヶ月まで延長を申請することができます。

(6) 異議申立て

①異議申立手続きが導入されました。

この異議申立は、2011年5月1日以降のイタリア出願、及び2011年7月以降のWIPO公報に公告されたマドリッド方式(Madrid System)における国際登録における指定国イタリアについて適用されます。

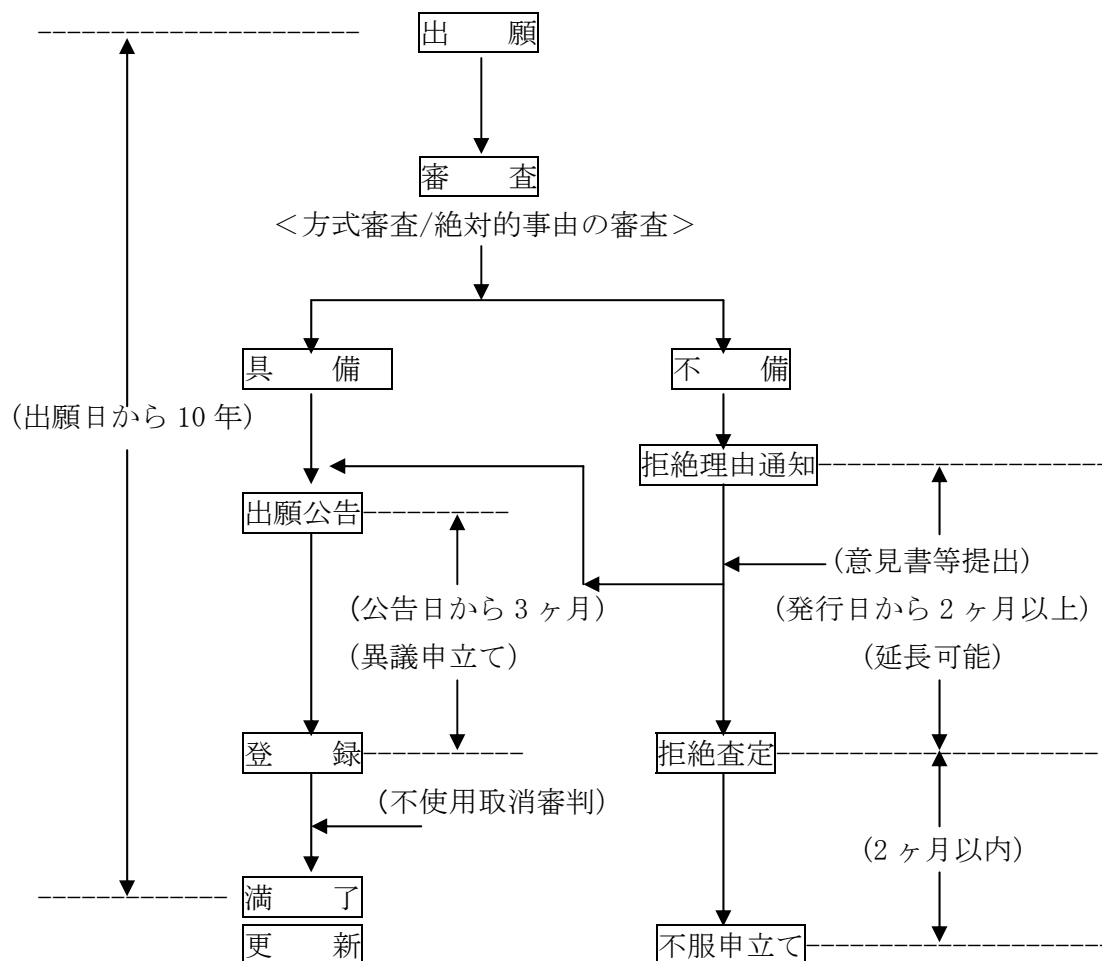
②異議申立は、出願公告日から3ヶ月以内に行うことができます。

(7) 不服申立て

①拒絶査定や異議申立ての決定に対しては、2ヶ月以内に審判部に対して審判請求を行うことができます。

②審判部の審決に対しては、更に法律上の問題の場合に限り、最高裁判所に上訴することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から10年です。

登録日から権利は発生します。

(2) 存続期間満了前の12ヶ月以内に更新出願することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

(1) 商標とは、ある企業の商品若しくはサービスを他の企業の商品若しくはサービスから、視覚的に識別できる標識と定義されています。

以下のものは商標登録可能なものとして例示されています。

すなわち、言葉、文字、数字、音、商品又はその包装の形状、色彩の組み合わせ、

及び陰影などです。

(2) 保護対象となる商標

- ①色彩商標 (Color marks)、②3次元商標 (Three dimensional marks)、
- ③団体商標 (Collective marks)、④証明商標 (Certification marks)、
- ⑤音商標 (Sound marks)、⑥芳香商標 (Fragrance marks) 等です。

12. 留意事項

(1) 不使用取消

商標権者又は使用許諾者が、登録日から5年以内に登録商標を使用しなかった場合、又は5年以上の期間使用しなかった場合、その不使用が正当な理由がない限り、請求により不使用の指定商品について登録商標が取消されます。

(2) 欧州共同体商標制度による保護 (Community Trade Mark)

欧州共同体商標制度とは、欧州連合 (European Union) において、一の出願で一の商標権を取得できる制度をいいます。

イタリアもEU加盟国ですので、この制度によりイタリアを含む全てのEU加盟国において登録を受けることができます。

(3) 国際商標登録による保護

イタリアは標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書 (マドプロ) の加盟国です。

従いまして、これらの加盟国の国民はイタリアを指定することにより、商標の保護を受けることができます。